Ⅱ　公害問題の現状と対策

1 大気汚染

(1) 大気汚染の現状

大気汚染とは、工場や事業場、自動車などから排出される物質により、大気環境が損なわれ、人の健康や生活環境に影響を及ぼす状態をいいます。大気汚染は、光化学スモッグや微小粒子状物質(PM2.5)などの原因の一つとなっています。

これまでの排出規制や環境対策の進展により、大気環境は改善傾向にありますが、PM2.5 や光化学スモッグの原因となる物質は、市内だけでなく広い地域から影響を受けることもあるため、継続的な監視と対策が必要となっています。

市では、東京都や関係機関と連携しながら大気環境の状況把握に努めるとともに、アイドリングストップやエコドライブの推進、省エネルギーの取組などを通じて、大気汚染物質の排出抑制と温室効果ガス削減に取り組んでいます。

今後も、市民、事業者及び関係機関との協力のもと、大気環境の保全を図り、健康で快適に暮らせる生活環境の維持に努めます。

用語説明

人体に健康被害を及ぼすおそれのある主な大気汚染物質について

二酸化硫黄(SO_2)

硫黄酸化物(SO_x)の一種で、硫黄成分を含む物質を燃焼することで発生する刺激性の気体です。
水と反応して亜硫酸(H_2SO_3)に変化するため亜硫酸ガスとも呼ばれ、酸性雨の原因です。
呼吸器官を刺激し、ぜんそく等の疾病の原因になるといわれています。

一酸化炭素(CO)

燃料の不完全燃焼により発生する無色無臭の気体で、そのほとんどは、自動車から排出されるといわれています。

酸素よりも血液中のヘモグロビンと結合しやすく、人体に入ると酸素を供給する能力を阻害し、高濃度では、頭痛、吐気、めまい、全身倦怠等の症状が現れます。

二酸化窒素(NO_2)

窒素酸化物(NO_x)の一種で、赤褐色、水と反応して硝酸(HNO_3)や亜硝酸(HNO_2)に変化するため酸性雨の原因になります。また、光化学オキシダントの元です。空気中や燃料中の窒素分が、高温で酸化することで発生し、都内では原因の多くが自動車だといわれています。

水に溶けにくいため、呼吸器の奥まで入り込んでしまい、長時間の吸引で呼吸器感染症への抵抗力が低下し、アレルギーを引き起こしやすくします。また、血液中に溶けて流れている間に、がんを引き起こす化合物を創り出すといわれています。

浮遊粒子状物質(SPM ＝ Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が 10μm(1μm は 1mm の千分の 1)以下のものをいい、数か月も浮遊している微粒子で、土壌の巻上げなど自然界に起因するものもありますが、自動車の排気に含まれる黒鉛が3～4割を占め、問題となっています。

微小粒子状物質($PM_{2.5}$ ＝ Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が 2.5μm 以下のものをいい、非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

光化学オキシダント(Ox)

光化学スモッグの構成物質です。自動車や工場から排出される窒素酸化物や炭化水素(有機溶剤等)が太陽光に含まれる紫外線を吸収し化学変化をしてできます。

強い酸化力を持っていますので、喉や目の粘膜に付着し刺激を与える(喉が痛くなる、目がチカチカする)ほか、植物(特にアサガオ等の保護層の薄いもの)の葉を枯らすなどの影響が知られています。

（2） 大気汚染物質の監視

ア　監視体制

大気環境の状況を把握するため、常時測定局において大気汚染物質の測定を行っています。市内には、市が設置する測定局のほか、都が設置する府中四谷測定局（府中市四谷 4-16-4）があり、市域の大気環境を継続的に監視しています。

一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質をはじめとする大気汚染物質の測定を行い、その結果は大気環境の状況把握や環境保全施策の基礎資料として活用されています。

	名称	所　在　地	
1	武蔵台測定局	武蔵台2－2	武蔵台公園内
2	朝日測定局	朝日町1－31	北の原公園内

また、市内の幹線道路際の大気汚染を監視するため、移動測定車「おおぞら号」を次の表の通り1か月ごとに移動させて測定をしています。

	測定月		所在地	調査地点	道路名
1	4月	12月	浅間町4－5	蛇窪台公園	新小金井街道
2	5月	11月	是政2－20	是政文化センター	中央自動車道
3	6月		寿町2－18	市民球場南側駐車場	府中街道
4	7月	2月(R8)	寿町3－1	寿町公園	甲州街道
5	8月	1月(R8)	四谷5－44	四谷さくら公園	多摩川通り
6	9月	3月(R8)	北山町4－5	見返り坂公園	所沢府中線
7	10月		西府町4－21	府中第十中学校	10中通り

イ　環境基準

人の健康を維持する上で維持されることが望ましい行政上の目標です。

なお、1時間値とは正時（分秒の値が0の時刻）から次の正時までの1時間に測定された各物質の量です。

8時間平均値は1日（＝24時間）を8時間毎の3つの時間帯に分けたそれぞれの時間帯での平均値です。（1日3回集計します）

物質名	環境基準
SO_2	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
CO	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
NO_2	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
SPM	1時間値の1日平均値が0.1mg/m^3以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m^3以下であること。
$PM_{2.5}$	1年平均値が15μg/m^3以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m^3以下であること。
Ox	1時間値が0.06ppm以下であること。

（SO_2：二酸化硫黄、CO：一酸化炭素、NO_2：二酸化窒素、SPM：浮遊粒子状物質、$PM_{2.5}$：微小粒子状物質、Ox：光化学オキシダント）

用語説明

※　ppm(parts per million)

ppmは、大気中における気体の大気汚染物質の濃度を単位として用いたもので、「100万分の1」を意味します。気体の大気汚染物質の濃度を表す場合、ある体積の大気中に含まれる汚染物質の体積を表します。すなわち1ppm＝1mℓ /m^3です。

ウ　評価

ここでいう評価とは測定した大気の状態が環境基準を満たしているかどうかを判定することです。

環境基準を満たしていれば達成、満たしていなければ非達成となります。

物質毎に異なる評価方法があります。

なお、どの評価方法でも年間の測定時間が6，000時間未満のものは評価できません。

（ア）　短期的評価

健康への急性影響がある**光化学オキシダント**が対象です。

測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

（イ）　長期的評価

健康への慢性影響がある**二酸化窒素**と**微小粒子状物質**が対象です。

98%値と年平均値を環境基準と比較して評価します。

（ウ）　併用評価

短期的評価と長期的評価を併せて行う評価方法です。

一酸化炭素及び**浮遊粒子状物質**について適用されます。

短期的評価は、測定を行った日の１日平均値、８時間平均値又は各１時間値を環境基準と比較して評価します。

長期的評価は、2%除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準値を超える日が 2 日以上連続した場合は非達成とします。

用語説明

※　有効測定日数

1年間の測定できた日数です。

※　2%除外値

1年間の全ての測定値（日平均値）の内、高い方から有効測定日数の2%にあたる日数番目の測定値を除外して、残った測定値の内、最高になった測定値です。

※　98%値

1年間の全ての測定値（日平均値）の内、低い方から有効測定日数の98%にあたる日数番目の測定値です。

例えば、有効測定日数が350日間の場合、2%の日数は7日間、よって、測定値の高い方の1番目から7番目の分除いた、8番目に高い値が2%除外値です。一方、98%の日数は343日、測定値の低い方から343番目の値です。見方を変えると、350―343＝7ですから、高い方の1番目から7番目の値を除いた値、つまり、8番目に高い値が98%値です。

このように、2%除外値と98%値はほとんど一致しますが、計算式が異なるため一致しない場合があります。たとえば有効測定日数が325日の場合、2%除外値は高い方から65日間≒7日間を除いた8番目の値、98%値は3185日間≒低い方から319番目、高い方から325―319＝6日間を除いた7番目の値です。

これらの値を環境基準と比較して評価をする理由は、測定値の最高値から有効日数の2%に当たる日数の測定値は測定誤差による評価対象外の値とされているためです。

大気汚染物質測定結果の経年変化（単位はCO,NO_2,Oxともに ppm、SPMは mg/m^3、$PM_{2.5}$は $\mu g/m^3$）
（CO：一酸化炭素、SPM：浮遊粒子状物質、NO_2：二酸化窒素、Ox：光化学オキシダント、$PM_{2.5}$：微小粒子状物質）

局名	年度	CO			SPM			NO_2			Ox（5時～20時）			$PM_{2.5}$		
		環境基準		年平均値	環境基準		年平均値	環境基準		年平均値	環境基準		年平均値	環境基準		
		達成状況	2%除外値		達成状況	2%除外値		達成状況	98%値		達成状況	1時間値の最高値		達成状況	98%値	年平均値
武蔵台局	3	○	0.5	0.3	○	0.036	0.013	○	0.025	0.012	－	ND	－	－	ND	－
	4	○	0.5	0.3	○	0.032	0.014	○	0.026	0.011	－	ND	－	－	ND	－
	5	○	0.5	0.3	○	0.028	0.012	○	0.026	0.010	－	ND	－	－	ND	－
	6	○	0.5	0.3	○	0.036	0.013	○	0.026	0.011	－	ND	－	－	ND	－
	7	○	0.5	0.3	○	0.035	0.015	○	0.025	0.011	－	ND	－	－	ND	－
朝日局	3	○	0.5	0.3	○	0.027	0.012	○	0.028	0.012	－	ND	－	－	ND	－
	4	○	0.4	0.2	○	0.026	0.012	○	0.027	0.011	－	ND	－	－	ND	－
	5	○	0.4	0.2	○	0.025	0.012	○	0.027	0.010	－	ND	－	－	ND	－
	6	○	0.5	0.2	○	0.025	0.012	○	0.027	0.010	－	ND	－	－	ND	－
	7	○	0.5	0.2	○	0.032	0.014	○	0.025	0.010	－	ND	－	－	ND	－

○・・・環境基準を達成した。×・・・環境基準を達成しなかった。―・・・不明。ND・・・測定しなかった。

令和7年度測定結果（各局,月平均値）（単位はCO、NO_2、NOともにppm、SPM、PM2.5 はmg／m^3）
（CO：一酸化炭素、SPM：浮遊粒子状物質、NO_2：二酸化窒素、NO：一酸化窒素、PM2.5：微小粒子状物質）

		CO	SPM	NO_2	NO
武蔵台局	4月	0.3	0.014	0.010	0.001
	5月	0.3	0.014	0.008	0.001
	6月	0.2	0.016	0.008	0.001
	7月	0.2	0.023	0.006	0.001
	8月	0.2	0.023	0.007	0.001
	9月	0.2	0.015	0.007	0.001
	10月	0.3	0.012	0.010	0.001
	11月	0.3	0.012	0.015	0.006
	12月	0.4	0.011	0.017	0.009
	1月	0.3	0.009	0.014	0.006
	2月	0.3	0.014	0.017	0.005
	3月	0.3	0.012	0.010	0.001
	通年	0.3	0.015	0.011	0.003

		CO	SPM	NO_2	NO
朝日局	4月	0.3	0.013	0.008	0.001
	5月	0.2	0.013	0.007	0.001
	6月	0.2	0.015	0.007	0.001
	7月	0.2	0.021	0.005	0.002
	8月	0.2	0.022	0.005	0.001
	9月	0.2	0.015	0.006	0.002
	10月	0.2	0.012	0.010	0.002
	11月	0.3	0.011	0.014	0.005
	12月	0.4	0.011	0.017	0.008
	1月	0.3	0.008	0.014	0.006
	2月	0.3	0.012	0.017	0.004
	3月	0.2	0.012	0.009	0.001
	通年	0.2	0.014	0.010	0.003

	道路名	測定場所		CO	SPM	NO_2	NO	PM2.5
環境測定車（おおぞら号）	新小金井街道	蛇窪台公園	4 月	0.3	0.014	0.011	0.002	10.8
			12 月	0.3	0.011	0.018	0.009	9.6
	中央自動車道	是政文化センター	5 月	0.2	0.014	0.009	0.000	10.0
			11 月	0.3	0.011	0.016	0.006	9.1
	甲州街道	寿町公園	7 月	0.2	0.024	0.006	0.001	12.8
			2 月	0.3	0.013	0.021	0.006	11.3
	多摩川通り	四谷さくら公園	8 月	0.2	0.025	0.008	0.002	13.4
			1 月	0.3	0.009	0.016	0.008	7.5
	府中所沢線	見返り坂公園	9 月	0.2	0.016	0.008	0.001	9.0
			3 月	0.3	0.012	0.010	0.001	9.8
	府中街道	市民球場 南側駐車場	6 月	0.2	0.016	0.010	0.002	10.4
	10中通り	府中第十中学校	10 月	0.2	0.011	0.008	0.001	8.2

ア　光化学スモッグとは

工場や事業場、自動車などから大気中に排出された窒素酸化物などが、太陽光線に含まれる紫外線により化学反応を起こし、「光化学オキシダント」と呼ばれる物質になります。

高濃度の光化学オキシダントは、人の目や呼吸器などを刺激して、健康被害が発生する場合がありますのでご注意ください。

光化学スモッグ注意報などの情報が東京都から提供された場合、市では、小・中学校や保育所などの市施設や鉄道各駅などにファクシミリや電話継送によって連絡をすることで、被害の未然防止に努めています。

また、東京都環境局では、都内を8地域に分けて、基準測定点におけるオキシダント濃度が緊急時の発令基準以上になった場合は、光化学スモッグ注意報等の情報を電子メールで配信しています。

詳しくは、東京都環境局のホームページをご覧ください。

東京都光化学スモッグ情報 トップページ

イ　発生情報提供の状況

令和7年度に東京都全体で注意報が発令された日数は8日であるのに対し、府中市を含む多摩中部地域では3日で、多摩中部地域での学校情報提供日数は13日でした。

発令基準	学校情報：オキシダント濃度が0．10ppm以上で継続するとき 予　　報：注意報以上の状態が予想されるとき 注 意 報：オキシダント濃度が0．12ppm以上で継続するとき 警　　報：オキシダント濃度が0．24ppm以上で継続するとき

（ア）　光化学スモッグ注意報発令日数の推移

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
都　内	9	7	6	6	7	4	15	8
多摩中部	4	5	1	2	3	3	8	3

（イ）　光化学スモッグ学校情報提供日数の推移

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
都　内	22	16	17	16	17	19	33	23
多摩中部	16	8	7	10	8	7	15	13

（ウ）　オキシダント濃度0.12ppm以上の延べ時間数の推移

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
都　内	209	197	129	115	253	115	360	172
府中市	7	1	0	4	7	2	9	0

（エ）　光化学スモッグによると思われる被害者発生状況の推移

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
都　内	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩中部	0	0	0	0	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0	0	0	0

※　東京都内を区東部、区北部、区西部、区南部、多摩北部、多摩中部、多摩西部、多摩南部の8地域に分け、光化学スモッグ等大気汚染情報が提供されています。

※　府中市内への緊急時の発令・解除は、立川市、府中市、小金井市、調布市、狛江市の基準測定点5か所の測定結果に基づき、府中市を含む多摩中部地域に行われます。

（4） 酸性雨の調査

雨には大気中の二酸化炭素が溶け込むため、汚染されていない状態でもpHは5.6程度となっています。（純水は中性pH7.0）

そのため、酸性雨は、大気汚染物質が原因でpH5.6以下となる雨をいいます。主な大気汚染物質である窒素酸化物と硫黄酸化物は、水に溶けるとそれぞれ強い酸性を示すため、このような物質が雨に溶け込むと酸性になります。

また、酸性雨は、空気を汚したところだけに降るわけではなく、風に乗って遠くまで運ばれるため広い地域に降り注ぎます。世界各地で発生している地球環境問題の一つです。

市では、平成3年度に酸性雨自動測定機を市立教育センターに設置し、平成4年度から通年で観測しています。教育センターの移転に伴い、市独自での酸性雨に関する調査は令和6年度で終了となりました。

用語説明

pH（potential Hydrogen ピーエッチ）

水素イオン濃度を表す指数です。水素イオン濃度の逆数の対数で示されるため、水素イオン濃度が高い（＝酸性が強い）程、値は小さくなります。

（5） アスベストの現状

アスベスト（石綿）は、天然に産出する鉱物繊維で、耐熱性や耐久性、断熱性に優れていることから、かつては建築材料をはじめ様々な製品に広く使用されていました。

しかし、アスベストの繊維は非常に細かく、飛散した繊維を吸い込むことで、長い潜伏期間を経て肺がんや悪性中皮腫などの健康被害を引き起こすおそれがあることが判明しました。このため、現在ではアスベストの新たな製造、輸入及び使用は原則として禁止されています。

一方で、高度経済成長期以降に建築された建築物にはアスベスト含有建材が使用されているものがあり、今後、建築物等の老朽化に伴う解体・改修工事の増加が見込まれています。そのため、工事に伴うアスベストの飛散防止対策を適切に実施することが重要です。

アスベスト含有建材が使用されている建築物等を解体・改修する場合は、法令に基づく事前調査や届出、飛散防止措置などが求められます。また、建築物及び工作物の事前調査については、有資格者による実施が義務付けられています。

市では、関係法令に基づく届出の受理や指導を通じて、アスベストの飛散防止と生活環境の保全に努めています

2 土壌・地下水汚染

(1) 土壌汚染調査

廃棄物の不適切な投棄や、工場・事業場での化学物質の漏れなどにより、土壌汚染が発生します。地下水は土壌中を流動しているため、土壌汚染は地下水の汚染を引き起こす要因となるおそれがあります。

このため、地下水汚染の防止及び改善するためには、化学物質の管理を徹底するほか、土壌汚染対策に取組む必要があります。このような状況を踏まえ、平成13年に東京都環境確保条例が改正されるとともに、平成15年には土壌汚染対策法が施行されました。平成13年10月から施行された東京都環境確保条例に基づく土壌汚染対策では、有害物質取扱事業者と土地改変者に対し、土壌汚染状況調査の実施並びに必要に応じた対策の実施が義務付けられています。

人体に健康被害を及ぼすおそれのある主な土壌・地下水汚染物質について

トリクロロエチレン(C_2HCl_3)

有機塩素化合物の一種で、エチレン(C_2H_4)の水素(H)原子3個が塩素(Cl)に置き換わったものです。洗浄剤として工業的に広く使われていました。しかし発癌性が指摘されたため、他の洗浄剤への切り替えが進んでいます。

テトラクロロエチレン(C_2Cl_4)

有機塩素化合物の一種で、エチレンの水素原子4個が塩素に置き換わったものです。トリクロロエチレンの代替洗浄剤として工業的に広く使われています。

1,1,1-トリクロロエタン($C_2H_3Cl_3$)

有機塩素化合物の一種で、エタン(C_2H_6)の水素原子3個が塩素に置き換わったものです。「1，1，1」とは分子中の2個の炭素(C)の内、片方の炭素にのみ塩素3個が結合していることを表し、それにより弱い電気的極性(親水性)を持ちます。フロンと同様にオゾン層を破壊する物質と判明してからは、生産や使用ができなくなっています。

これらの汚染物質はいずれも揮発性を持ち、土壌に吸着されにくいため広く拡散する性質があります。拡散範囲に地下水があると、地下水も汚染することになります。

(2) 地下水汚染調査

昭和57年に市北西部にある水道水源井から高濃度のトリクロロエチレンが検出されました。その後、国内の各地で様々な汚染物質が地下水から検出され、全国的な問題となりました。

ア 井戸水質調査

平成4年度から、地下水汚染の監視を目的に、民間の井戸で水質調査を実施しています。調査項目は、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物3項目で、令和7年度の調査結果では、環境基準値より高い値の地点はありませんでした。

各種汚染物質の調査地点数、その内の環境基準を超過している地点数、最大測定値の年次推移

トリクロロエチレン(環境基準値:0.01mg/ℓ※)　　(NDは検出下限値未満)

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
調査地点数	12	10	9	10	10	10	10	10	9	9
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値(mg/ℓ)	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	ND	0.001	0.001	ND
町名	宮西町	宮西町	若松町	若松町	若松町	若松町	—	若松町	若松町・是政	—

テトラクロロエチレン（環境基準値：0.01mg/ℓ ）

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
調査地点数	12	10	9	10	10	10	10	10	9	9
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値(mg/ℓ)	0.0057	0.0042	0.0047	0.0036	0.0036	0.0044	0.0033	0.0047	0.0039	0.0028
町名	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	四谷	白糸台	白糸台	白糸台

1，1，1－トリクロロエタン（環境基準値：1mg/ℓ ）　　（NDは検出下限値未満）

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
調査地点数	12	10	9	10	10	10	10	10	9	9
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値(mg/ℓ)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
町名	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―

※　調査は、1地点につき平成5年度より年度内2回、平成16年度からは年度内1回実施しており、基準値を超過した地点を基準超過地点としてカウントすることとしています。

イ　旧武蔵台2号水源地下水水質調査

有機塩素系化合物による高濃度の汚染がみられた旧武蔵台2号水源から揚水し、地下水浄化装置によるばっ気処理で汚染物質を除去した後、浸透ますを通して地下へ還元しています。平成6年の揚水再開当初はトリクロロエチレンが15mg／ℓ を超えて基準値の約50倍となっていましたが、その後徐々に濃度が低下し、平成12年度は平均0．07mg／ℓ で基準値の約2．4倍に下がりました。しかし、平成13年度からトリクロロエチレンの濃度が急上昇し、平成14年度は2．2mg／ℓ と基準値の約73倍となりました。令和7年度は平均で0．145mg／ℓ（基準値*の約14倍）となっていますが、依然として環境基準より高い状態となっています。（*平成26年11月17日に改定）

旧武蔵台2号水源　地下水水質調査結果（令和7年度）
ばっ気処理前(原水)　　単位：mg/ℓ（NDは検出下限値未満）

採水日		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,4-ジオキサン		揚水量
		濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比	(1日平均)
4月	9日	0.170	17倍	0.0100	1.0倍	0.0009	0.00倍	0.015	0.30倍	73 ㎥
5月	8日	0.100	10倍	0.0076	0.7倍	0.0006	0.00倍	0.012	0.24倍	72 ㎥
6月	5日	0.120	12倍	0.0099	0.9倍	0.0006	0.00倍	0.012	0.24倍	72 ㎥
7月	3日	0.140	14倍	0.0084	0.8倍	0.0007	0.00倍	0.013	0.26倍	72 ㎥
8月	7日	0.150	15倍	0.0090	0.9倍	0.0007	0.00倍	0.023	0.46倍	72 ㎥
9月	4日	0.180	18倍	0.0083	0.8倍	0.0007	0.00倍	0.022	0.44倍	72 ㎥
10月	2日	0.160	16倍	0.0086	0.8倍	0.0006	0.00倍	0.037	0.74倍	72 ㎥
11月	6日	0.170	17倍	0.0090	0.9倍	0.0006	0.00倍	0.026	0.52倍	71 ㎥
12月	4日	0.160	16倍	0.0085	0.8倍	0.0006	0.00倍	0.025	0.50倍	72 ㎥
1月	8日	0.140	14倍	0.0085	0.8倍	0.0005	0.00倍	0.024	0.48倍	71 ㎥
2月	5日	0.140	14倍	0.0095	0.9倍	0.0005	0.00倍	0.014	0.28倍	71 ㎥
3月	5日	0.110	11倍	0.0071	0.7倍	0.0005	0.00倍	0.009	0.18倍	71 ㎥
平　均		0.145	14倍	0.0087	0.8倍	0.0006	0.00倍	0.02	0.38倍	72 ㎥
環境基準		*0.01		0.01		1		0.05		

＊平成26年11月17日にトリクロロエチレンの環境基準が0.03mg/ℓ から0.01mg/ℓ に改定。

年間揚水量	26,313 ㎥

ばっ気処理後(処理水)　　単位:mg/ℓ(NDは検出下限値未満)

採水日	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,4-ジオキサン	
	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比
4月 9日	ND	—	ND	—	ND	—	0.014	0.28 倍
5月 8日	ND	—	ND	—	ND	—	0.013	0.26 倍
6月 5日	ND	—	ND	—	ND	—	0.013	0.26 倍
7月 3日	ND	—	ND	—	ND	—	0.015	0.30 倍
8月 7日	ND	—	ND	—	ND	—	0.017	0.34 倍
9月 4日	ND	—	ND	—	ND	—	0.018	0.36 倍
10月 2日	ND	—	ND	—	ND	—	0.025	0.50 倍
11月 6日	ND	—	ND	—	ND	—	0.021	0.42 倍
12月 4日	ND	—	ND	—	ND	—	0.020	0.40 倍
1月 8日	ND	—	ND	—	ND	—	0.014	0.28 倍
2月 5日	ND	—	ND	—	ND	—	0.017	0.34 倍
3月 5日	ND	—	ND	—	ND	—	0.010	0.20 倍
検出下限値	0.001		0.0002		0.0002		0.005	

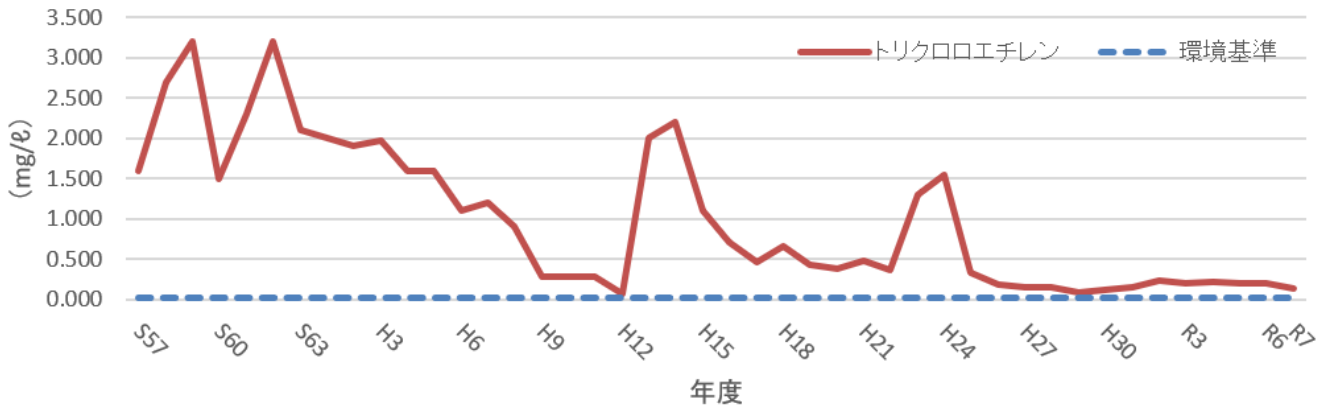
用語説明
※ **ばっ気処理**　水に空気を送り込み揮発性の汚染物質を取り除く処理方法

排ガス調査(活性炭による吸着処理)　単位:μg/m³(NDは検出下限値未満)

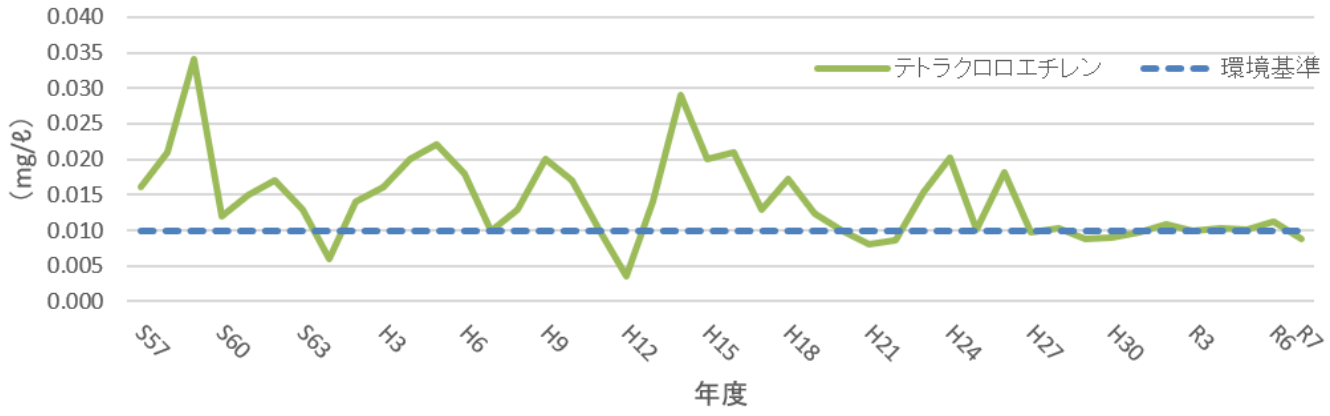
採取日	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン	
	吸着前	吸着後	吸着前	吸着後
6月 5日	1700	1200	86	ND
12月 2日	160	ND	ND	ND
2月 5日	180	67	ND	ND
検出下限値	50		20	

各汚染物質の検出量の年次推移

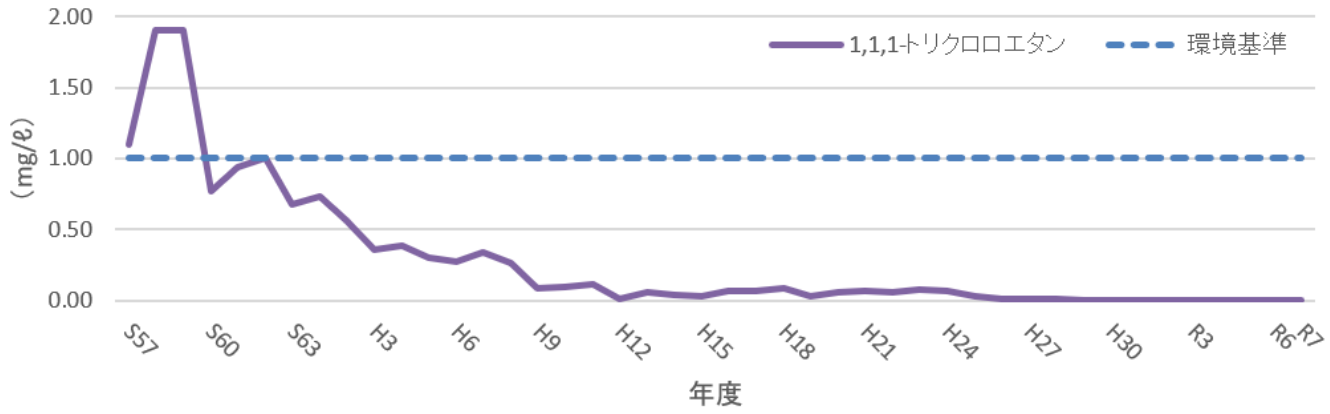
トリクロロエチレン(環境基準:　0.01mg/ℓ)



テトラクロロエチレン（環境基準：0.01mg/ℓ）



1，1，1－トリクロロエタン（環境基準：0.01mg/ℓ）



府中市内地下水定期モニタリング調査結果　　（参考　東京都環境局調査結果）

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
モニタリング井戸数	3	2	2	2	2	2	2	5	21	26
トリクロロエチレン （環境基準：平成26年11月17日に0.03mg/ℓから0.01mg/ℓ に改定）	1 0.013	1 0.010	1 0.010	1 0.011	0 0.009	0 0.007	0 0.005	0 0.004	0 0.004	0 0.002
テトラクロロエチレン （環境基準：0.0100mg/ℓ）	0 0.0036	0 0.0040	0 0.0050	0 0.0032	0 0.0028	0 0.0002 未満	0 0.0002	0 0.0002	0 0.0002	0 0.0002 未満
1,1,1-トリクロロエタン （環境基準：1.0000mg/ℓ）	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
PFOS及びPFOA （暫定指針値：0.00005mg/ℓ）	— —	— —	— —	— —	— —	1 0.00045	2 0.00026	4 0.00041	13 0.00032	16 0.00025

上段　：　基準超過数
下段　：　地区内最高検出濃度（mg/ℓ ）

井戸調査結果(トリクロロエチレン)

環境基準値 0.01mg/ℓ (平成26年11月17日に0.03mg/ℓ から0.01mg/ℓ に改定)　　単位 : mg/ℓ

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
浅井戸	多磨町	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	白糸台	0.005	ND	0.001	0.001	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	若松町1	0.005	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND
	南町	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	四谷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	ND	ND	ND	ND	ND	―	ND
深井戸	多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	白糸台	0.01	0.001	ND	0.001	0.001	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	若松町	―	0.004	0.002	0.005	0.001	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	0.001	0.001	0.001	0.001	ND	0.001	0.001	ND
	日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	矢崎町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	宮西町	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.0023	0.0017	0.001	―	―	―	―	―	―	―	―
	住吉町	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	四谷	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	日新町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値(＝検出下限値 0.001mg/ℓ)未満であったもの

井戸調査結果（テトラクロロエチレン）

環境基準値　0.01mg/ℓ　　単位：mg/ℓ

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
浅井戸	多磨町	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	白糸台	0.0087	0.0071	0.0076	0.0097	0.0098	0.0078	0.0062	0.0044	0.0046	0.0055	0.0057	0.0042	0.0047	0.0036	0.0036	0.0044	0.0003	0.0047	0.0039	0.0028
	若松町1	ND	0.0003	0.0004	0.0003	0.0004	0.0003	0.0002	ND	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0004	0.0004	0.0005	0.0004	0.0004	0.0004	0.0002
	若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―
	是政	0.0006	0.0003	0.0003	0.0003	0.0005	0.0004	0.0002	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0002	0.0003	0.0003	0.0004	0.0002	0.0003	0.0003	0.0002
	南町	ND	ND	ND	ND	0.0002	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	四谷	0.0012	0.0005	0.0005	ND	0.0006	0.0009	0.0003	0.0005	0.0004	0.0006	0.0005	―	―	0.0003	0.0003	0.0004	0.0033	0.0003	―	0.0002
深井戸	多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0009	0.0007	0.0006	0.0006	0.0005	0.0003	0.0003	ND	0.0002	ND	ND
	白糸台	ND	ND	0.0004	0.0002	0.0004	0.0006	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	若松町	―	0.0009	0.0003	0.0009	0.0004	0.0010	0.0002	0.0005	ND	0.0050	0.0037	0.0027	0.0024	0.0019	0.0016	0.0012	0.0010	0.0009	0.0007	0.0002
	日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	是政	ND	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	矢崎町	ND	0.0004	0.0002	0.0003	0.0003	0.0004	0.0003	0.0002	0.0003	ND	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	宮西町	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	0.0003	ND	ND	ND	―	―	―	―	―	―	―	―
	住吉町	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	四谷	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	日新町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値（＝検出下限値　0.0002mg/ℓ）未満であったもの

井戸調査結果（1,1,1-トリクロロエタン）

環境基準値　1mg/ℓ　　単位：mg/ℓ

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
浅井戸	多磨町	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	白糸台	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	若松町1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	南町	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	四谷	ND	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	ND	ND	ND	ND	ND	―	ND
深井戸	多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	白糸台	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	若松町	―	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	矢崎町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	宮西町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	―	―	―	―	―	―	―	―
	住吉町	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	四谷	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	日新町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値（＝検出下限値　0.0002mg/ℓ）未満であったもの

井戸調査結果（pH）

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
浅井戸	多磨町	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	白糸台	6.3	6.4	6.7	6.4	6.4	6.6	6.3	6.2	6.7	6.2	6.3	6.5	7.0	6.4	7.5	6.5	6.6	6.5	6.9	6.9
	若松町1	6.1	6.1	6.5	6.2	6.5	6.4	6.1	6.0	6.2	6.0	6.0	5.9	6.5	6.2	6.6	6.2	6.5	6.1	6.3	6.5
	若松町2	6.5	6.6	7.1	6.5	6.6	6.5	6.7	6.4	7.3	6.6	6.4	6.7	7.4	6.6	7.5	6.8	6.9	6.8	6.9	ー
	是政	6.6	6.7	7.0	6.6	6.6	6.7	6.8	6.5	7.0	7.0	6.7	6.4	7.2	6.8	7.2	6.8	6.8	6.7	7	6.9
	南町	6.6	6.8	6.9	6.8	6.7	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	四谷	6.6	6.8	7.0	6.8	6.9	6.7	6.9	6.7	7.2	6.7	6.6	ー	ー	7.0	7.6	7.0	6.9	6.9	ー	7.4
深井戸	多磨町	7.6	7.7	7.8	7.8	7.6	7.6	7.8	7.9	7.7	7.7	7.4	7.5	7.3	7.2	7.6	6.8	7.7	7.7	7.8	7.3
	白糸台	6.6	6.9	6.4	6.5	6.4	6.5	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	若松町	ー	7.3	7.5	7.3	6.8	7.1	7.3	7.6	7.4	7.2	7.2	7.0	6.9	6.9	7.1	6.6	7.3	7.1	7.2	7.4
	日吉町	7.8	8.1	7.9	8.1	8.1	7.9	8.2	8.1	7.7	8.1	7.9	7.9	7.9	7.1	7.9	7.1	7.9	8.1	8	7.9
	是政	8.0	7.6	7.6	8.2	8.3	8.0	7.6	8.3	8.1	8.3	8.1	8.1	7.5	7.9	8.0	7.2	7.9	8.2	8.3	8.2
	矢崎町	6.7	6.7	6.9	6.7	6.8	6.8	6.7	6.6	7.2	8.0	8.0	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	宮西町	7.9	8.1	8.1	8.1	7.8	7.8	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.1	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	住吉町	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	四谷	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー
	日新町	7.6	7.8	7.9	7.6	7.5	7.4	7.8	7.6	7.6	7.8	7.4	7.5	7.4	7.2	7.7	7.1	7.8	7.7	7.8	7.7

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

井戸調査結果（電気伝導度）

単位：μS/cm

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
		3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月
浅井戸	多磨町	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	白糸台	284	307	257	250	254	225	274	278	320	292	266	247	260	263	267	267	294	265	237	217
	若松町1	285	315	273	292	284	251	313	328	317	311	294	280	279	260	287	280	290	287	236	194
	若松町2	198	216	195	189	182	175	202	202	224	214	217	225	228	235	249	221	216	185	213	―
	是政	316	379	361	366	318	259	353	389	347	326	288	320	369	340	388	368	358	370	309	350
	南町	365	421	351	354	327	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	四谷	343	373	331	360	315	267	378	379	377	361	367	―	―	321	425	395	411	384	―	337
深井戸	多磨町	245	251	237	246	274	199	245	263	263	294	241	256	254	245	243	223	237	184	146	160
	白糸台	369	397	261	318	265	260	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	若松町	―	269	211	220	219	153	257	234	270	351	325	326	329	328	347	338	334	317	285	256
	日吉町	363	386	355	381	353	298	406	416	426	425	405	403	411	411	447	449	450	450	404	332
	是政	383	430	430	331	313	261	354	360	365	366	348	332	352	331	358	358	347	335	277	273
	矢崎町	312	350	338	349	298	273	352	378	362	363	305	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	宮西町	403	419	385	390	358	308	380	406	414	399	345	363	―	―	―	―	―	―	―	―
	住吉町	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	四谷	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
	日新町	292	307	290	306	269	265	299	318	324	321	355	325	306	288	309	307	305	295	257	246

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

ウ　有機フッ素化合物水質調査

近年、環境中での残留性や健康影響が懸念されている有機フッ素化合物（PFAS）について、府中市では令和5年度から公共施設の井戸等を対象とした水質調査を実施しています。
令和6年度以降は、調査項目を有機フッ素化合物に限定して水質調査を行いました。
また、一部の災害協力井戸についても、井戸所有者等の希望に基づき調査を実施しました。

公共井戸水質調査結果　　（単位：ng/L）

	令和 5 年度			令和 6 年度			令和7年度		
検査項目 / 対象施設	PFOS	PFOA	PFHxS	PFOS	PFOA	PFHxS	PFOS	PFOA	PFHxS
府中第八小学校	1 未満	1 未満	2	0.8	0.4	2.6	0.7	0.4	2.8
四谷小学校	1 未満	1 未満	1 未満	0.6	0.8	0.3	0.8	1.2	0.5
若松小学校	9	3	6	欠測			79	16	52
南白糸台小学校	18	19	19	17	16	19	19	18	20
府中公園	36	11	42	27	10	39	33	11	46
西府緑地	6	2	4	5.2	2.3	4	3.8	1.5	2.2
矢崎町防災公園	1 未満	18	39	83	16	47	64	16	45
西府農業公園	2	27	134	140	23	110	120	23	100
総合体育館	17	3	4	2.3	0.5	0.4	10	2.9	4.2
西府町湧水	－	－	－	5.9	5.4	7.7	6	6	1.5
瀧神社湧水	－	－	－	5.9	5.4	1.5	8.5	7	1.4

指針値：PFOS と PFOA の合算値で 50ng/L 以下（PFHxS は指針値が示されていませんので参考）

3 水質汚濁・地盤沈下

（1） 水質汚濁の現状

高度経済成長や都市化にともない、河川の自浄作用を上回る汚れが河川に流れこみ、水質汚濁が発生しました。その後、法や条例による排水の規制や下水道の普及により、汚濁のひどかった時期に比べ大きく改善しています。平成13年度から多摩川の水域類型が1段階厳しい河川Bとなりました。しかし、生活様式の変化から水の使用量が増加したこと、都市化により雨がしみこむ面積が減少したことなどで河川の水量が減少し、水質の改善は横ばいとなっています。また、化学物質の普及により、新たな化学物質による汚染が問題になっています。

用語説明

※ **水域類型 河川Bの環境基準値**

pH：6.5以上8.5以下 BOD：3mg/ℓ 以下 SS：25mg/ℓ 以下
DO：5mg/ℓ 以上 大腸菌群数：5，000MPN/100mℓ 以下
水質の良い順に AA、A、B、C、D となっています。

※ **BOD（Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量）**

水中の微生物が有機物（汚れ）を分解するときに使う水中の酸素量です。有機物が多いほど必要な酸素も多くなりますから、この値が大きいほど汚れていることになります。

※ **SS（Suspended Solids 浮遊物質量）**

水中に分散している粒径2mm以下の不溶解性物質（水に溶けない物質）の量です。にごりとして観察されるものです。

※ **DO（Dissolved Oxygen 溶存酸素量）**

水中に溶けている酸素の量です。有機物の分解で消費されていない量となり、この値が小さいほど汚れていることになります。

※ **大腸菌群数（大腸菌数）**

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことで、採取した水を培養して、菌群の発生状態から、統計的に菌群のMPN（Most Probable Number 最確数、その水にいる菌群の数の推定値）を算出したものです。通常、単位はMPN/100mℓ （採取した水100mℓ 中のMPN）で表します。なお、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われています。

また、令和4年4月1日から基準が改訂され、大腸菌と性質が似ている細菌を除いた、大腸菌のみを対象とした基準へと変更となりました。

（2） 多摩川と用・排水路の水質

水質汚濁の状況を監視するため、市内を流れる多摩川や用水路、多摩川に流れこむ排水路で定期的に水質調査を行っています。

多摩川は、水量が少なくなる冬の終わりから春にかけて、BODが高くなる傾向が見られ、特に下流側では高くなります。また雨の直後にもBOD等が著しく高くなることがあります。

多摩川に流入する排水路は4か所あり、そのうちの国立排水路には北多摩二号下水処理場の処理水、府中排水路には北多摩一号下水処理場の処理水が放流されています。現在は河川の水量が少なくなっているため、下水処理水が多摩川に与える影響が大きくなっています。

用水路では、多摩川の上流側から水を引いて水田などに利用していますが、農地が少なくなってきたため水量が減少しています。

令和7年度　多摩川及び用･排水路定期水質調査結果

採水地点		採水日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
			4/9	5/8	6/5	7/3	8/7	9/4	10/2	11/6	12/4	1/8	2/5	3/5	
		天候	晴	晴	晴	晴	曇	曇	晴	曇	晴	晴	晴	晴	
多摩川	国立境	水温	19.8	19.2	23.5	27.7	28.0	27.6	23.3	18.2	15.2	12.4	13.3	12.4	20.1
		pH	7.6	7.4	8.5	8.4	8.5	8.0	8.2	7.1	7.7	7.6	7.7	7.5	7.9
		BOD	1.4	1.1	0.5	1.2	1.1	2.0	1.1	1.0	1.2	1.7	1.6	1.7	1.3
		SS	4	1	1	4	2	10	3	1	1	1	3	2	3
		DO	10.6	10.3	5.8	10.8	9.9	9.1	9.9	9.7	11.1	11.4	11.9	11.9	10.2
		大腸菌数	67	140	200	150	290	210	2,700	430	220	160	120	230	400
	調布境	水温	20.4	21.8	24.6	28.7	27.8	27.3	25.7	20.2	16.8	15.4	16.0	17.2	21.8
		pH	7.6	7.1	7.4	8.2	7.1	7.1	7.8	7.8	7.5	7.7	7.6	7.2	7.5
		BOD	1.2	0.9	1.0	1.2	1.4	1.2	1.4	1.1	1.3	1.5	1.4	1.8	1.3
		SS	2	8	2	5	5	3	3	1	5	2	3	1	3
		DO	9.5	0.5	6.2	14.0	9.9	8.0	8.8	9.4	12.0	10.8	12.5	10.6	9.4
		大腸菌数	880	1,400	1,500	1,100	3,700	4,600	8,500	1,300	1,600	1,100	330	1,700	2,300
排水路	国立	水温	23.3	22.3	23.6	27.2	28.1	28.5	20.8	23.2	21.2	19.3	19.5	17.5	22.9
		pH	6.9	6.8	6.8	6.8	6.7	7.2	7.5	6.9	6.9	7.1	7.6	6.8	7.0
		BOD	1.7	2.5	2.3	3.8	2.6	4.4	4.5	3	2.8	3.7	4.4	4.5	3.4
		SS	2	ND	ND	3	2	3	2	ND	1	1	2	2	2
	是政	水温	18.1	18.2	24.2	26.8	26.8	26.6	23.0	19.4	13.9	13	16.1	16.9	20.3
		pH	8.0	7.3	6.8	7.7	8.1	8.2	8.3	7.7	8.1	9.6	9.6	9.2	8.2
		BOD	1.4	0.8	2.3	0.6	0.8	1.4	0.6	0.5	1.1	4.7	2.9	1.6	1.6
		SS	15	4	ND	5	5	12	ND	4	10	23	10	38	13
	矢崎	水温	24.3	＊	29.0	32.1	31.5	28.9	27.0	22.1	17.5	17.9	17	19.8	24.3
		pH	8.8	＊	8.8	8.8	8.2	8.2	9.4	8.5	8.4	8.5	8.7	8.9	8.7
		BOD	1.9	＊	2.0	1.4	2.8	1.6	1.3	1.1	1.1	1.8	1.2	1.6	1.6
		SS	5	＊	1	1	1	1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	2
	府中	水温	21.6	22.5	25.2	27.4	27.7	28.0	26.6	23.4	14.8	19.2	19.5	17.0	22.7
		pH	6.8	6.8	6.8	7.2	7.6	7.2	7.5	7.4	7	7.7	7.4	6.7	7.2
		BOD	1.8	1.5	1.2	1.7	1.6	1.5	1.5	1.5	1.7	2.1	2.4	2.0	1.7
		SS	1	1	ND	1	ND	ND	1	ND	ND	1	1	1	1
府中用水	上坂橋	水温	＊	＊	23.0	27.5	27.9	26.5	21	14.6	9.2	＊	＊	＊	21.4
		pH	＊	＊	7.7	7.8	8.4	7.7	7.7	6.6	7.9	＊	＊	＊	7.7
		BOD	＊	＊	1.0	1.1	1.0	1.4	0.9	0.9	0.7	＊	＊	＊	1.0
		SS	＊	＊	17	7	8	16	8	2	ND	＊	＊	＊	10
	大山橋	水温	＊	18.7	22.6	28.0	28.8	26.0	21.8	16.4	＊	＊	＊	11.5	21.7
		pH	＊	7.5	7.8	8.4	8.5	7.8	8.6	7.4	＊	＊	＊	7.7	8.0
		BOD	＊	1.0	1.0	1.1	1.1	1.0	1.0	0.8	＊	＊	＊	1.3	1.0
		SS	＊	1	9	10	7	9	20	4	＊	＊	＊	ND	8.6

＊水が無く採水できず

単位　水温:℃　BOD、SS、DO:mg/ℓ　大腸菌数:CFU/100mℓ

検出限界値　pH:　0.1、BOD:　0.5mg/ℓ 、SS:　1mg/ℓ 、 DO:　0.5mg/ℓ 、
大腸菌数:1CFU/100ml 、ND:　検出限界値未満

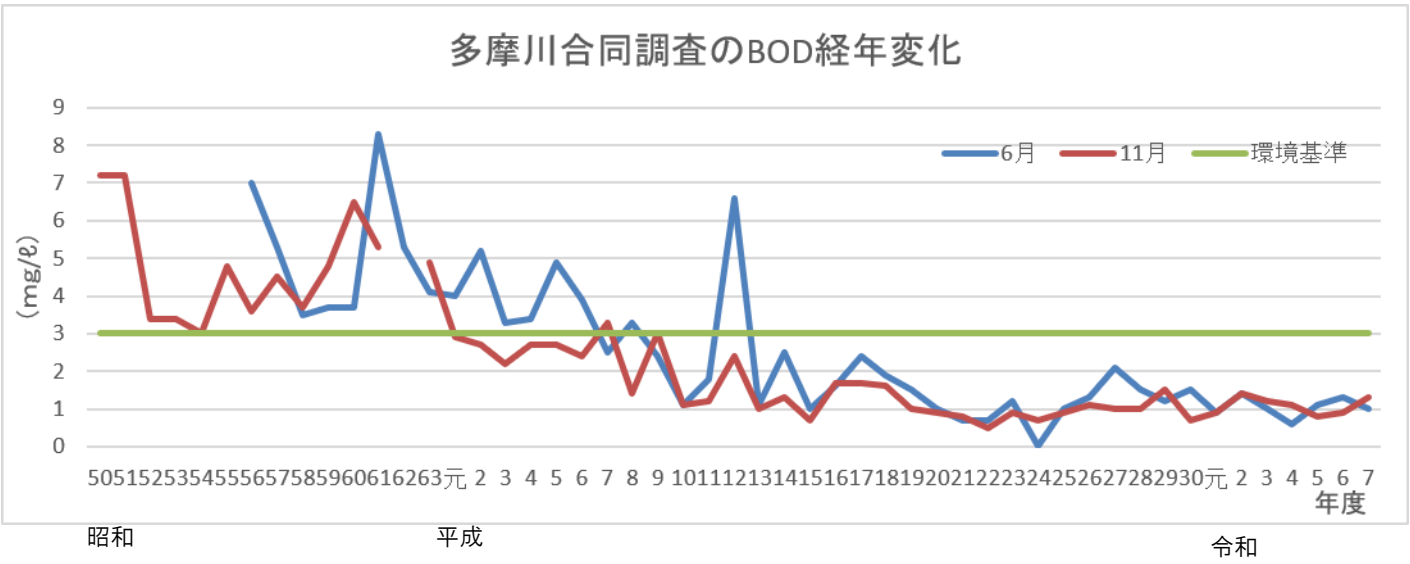
（3） 多摩川及び関連河川水質合同調査

水質改善を目的に、昭和50年から、多摩川と多摩川水系の河川や用水路の流れる市区で合同調査を実施しています。また、昭和59年からは、それらの市区で多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、年2回の合同調査のほか情報交換や関連機関との連絡を行っています。

令和5年度合同調査の結果は、環境基準項目および有害物質の全てで基準内となっています。生活排水が主な原因といわれるBODは、汚濁のひどかった昭和50年代は高い値を示していましたが、徐々に改善していることが結果からわかっています。

多摩川水系水質監視連絡協議会を構成する区市（2区17市）

大田区・世田谷区・八王子市・立川市・三鷹市・青梅市・昭島市・調布市・小金井市・日野市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・多摩市・稲城市・あきる野市・羽村市・府中市



多摩川及び関連河川水質合同調査結果（採水位置：多摩川稲城大橋上流）

年度	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
採水日	6/3	11/4	6/2	11/10	6/1	11/2	6/6	11/7	6/5	11/6
流量	欠測	11.79	14.9	13.1	13.8	13.5	24.6	－	23.7	11.5
気温	25.5	21.0	26.8	20.5	24.5	26.5	27.0	16.6	28.1	17.2
水温	24.3	19.5	25.7	18.9	23.0	22.8	23.0	17.5	23.1	19.1
外観	微黄色	微黄色	微黄色	無色	微黄色	微黄色	微青緑色	微黄色	微黄色	微黄緑色
臭気	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	無臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭
透視度	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上
pH	8.7	8.4	8.6	8.0	8.0	7.3	7.7	8.2	7.9	7.3
DO	11.0	11.9	9.6	10.9	10.7	11.1	9.8	10	6.0	11
BOD	1.0	1.2	0.6	1.1	1.1	0.8	1.3	0.9	1.0	1.3
COD	4.5	3.5	2.3	3.9	3.6	3.9	2.3	2.0	3.1	3.9
SS	4	2	2	1	4	1	6	2	2	1
アンモニア性窒素	0.03	0.01	0.04	0.06	ND	0.03	ND	ND	0.01	0.14

年度	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度	
採水日	6/3	11/4	6/2	11/10	6/1	11/2	6/6	11/7	6/5	11/6
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4.05	4.32	3.50	4.48	4.21	5.04	2.51	2.12	3.10	4.5
全窒素	4.10	5.48	3.70	5.7	4.49	5.22	2.64	2.19	3.26	5.79
りん酸性りん	0.290	0.30	0.20	0.25	0.308	0.18	0.156	0.10	0.218	0.30
全りん	0.35	0.30	0.20	0.30	0.357	0.37	0.184	0.12	0.242	0.347
MBAS	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	ND	0.02	0.04	ND
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,2―ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,1―ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
シス―1，2―ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,1,1―トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,1,2―トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,3―ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
砒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ふっ素	0.1	0.05	ND	0.03	0.07	0.07	0.06	0.06	0.06	0.06
ほう素	ND	0.03	0.02	ND	0.03	0.03	0.02	0.01	0.02	0.03
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,4―ジオキサン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全亜鉛	0.011	ND	ND	ND	0.004	0.016	0.009	0.005	0.007	0.011
大腸菌数	22,000	24,000	500	760	700	1,000	540	120	710	410
ノニルフェノール	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

単位　流量:m^3/S　気温・水温:℃　透明度:cm　大腸菌(群)数:CFU(MPN)/100mℓ　その他:mg/ℓ

※1大腸菌群数が調査基準から削除されたため、令和4年度から大腸菌数のみを調査対象とする。

（4） 湧水調査

市内には、府中崖線を中心に3か所（西府町･瀧・浅間神社）の湧水があります。最も水量が多い西府町湧水は、東京都の「東京の名湧水57選」の一つに選ばれています。しかし、都市化による建物･舗装の増加や緑地の減少により、地下へ雨水浸透量が減少し、湧水の水量減少や枯渇がおこっています。市内の湧水でも同じ状況にあります。湧水の保全や復活のためには、地下水をかん養するために緑被率を上げる取組と、雨水の地下浸透の促進が必要です。

令和7年度　湧水調査結果　　（NDは検出下限値未満）

測定地点名	西　府　町　湧　水	
採水日	R7.8.7	R8.2.5
天候	曇	晴
水温　℃	19.1	17.1
流量　m^3/h	0.16	0.036
pH	7.3	7.5
COD	1.8	1.0
SS	3	5
全りん	0.02	0.02
トリクロロエチレン	ND	ND
テトラクロロエチレン	ND	ND
1，1，1ートリクロロエタン	ND	ND
塩化物イオンｌ	5.8	6.2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.1	5.0
大腸菌数	ND	ND

単位　湧出量：m^3/h　気温･水温：℃　大腸菌数：CFU/100mℓ　その他：mg/ℓ

（NDは検出下限値未満）

測定地点名	瀧　湧　水											
採水日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	1月	2月	3月
	4/9	5/8	6/5	7/3	8/7	9/4	10/2	11/6	12/4	1/8	2/5	3/17
天候	晴	晴	晴	晴	曇	曇	晴	曇	晴	晴	晴	晴
水温℃	19.6	19.5	18.9	19.1	20.0	20.4	20.2	18.6	17.3	18.3	18.2	18.9
湧出量	0.327	0.459	0.326	0.218	0.092	0.033	0.040	0.232	0.018	0.108	0.032	0.076
pH	6.8	6.5	7.3	6.9	6.7	6.6	7.4	6.8	6.9	7.3	7.3	7.0
COD	0.7	0.9	ND	0.6	0.8	1.3	1.8	1.4	3.8	2.5	3.1	2.3
SS	ND	ND	ND	ND	12	2	2	1	4	9	13	7.0
全りん	0.004	0.017	0.018	0.018	0.011	0.017	0.012	0.011	0.020	0.025	0.030	0.026
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
塩化物イオン	11	10	10	9.6	9.8	11	10	10	12	13	14	13
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7.5	7.1	6.9	7.8	6.9	7.0	8.0	7.2	7.1	8.2	8.1	7.4
大腸菌数	6	4	6	2	1	260	31	4	1	1	1	21

単位　湧出量：m^3/h　気温･水温：℃　大腸菌数：CFU/100mℓ　その他：mg/ℓ

＊「瀧湧水復活事業」

市では、東京都環境確保条例の中で、雨水の地下へのかん養を促進すると定めてある中で、地下水と湧水の保全を目的とし、雨水浸透施設等の設置を推進しています。この事業は、瀧湧水の水量が都市化に伴う建物や舗装の増加や緑地の減少により、雨水の地下への浸透量が減少し、湧水の水量減少や枯渇がおこっている現状を踏まえ、はけ上の清水が丘地区を中心に雨水浸透ますの設置100基を目標に事業を平成20年度に実施しました。設置した箇所数は、浸透ますを公園内に8か所、浸透トレンチを28m設置、住宅地に101か所設置しました。今後も月1回の水質調査を引き続き実施していきます。

（5） 地下水汲上げによる影響と対策

地下水を汲上げすぎると地盤沈下が発生し、沈下する量が大きいと建物が傾いたり、地下配管が割れたりする被害が発生します。法律や条例で、地下水の汲上げを制限してきたことにより、現在地盤沈下は沈静化しています。しかし、近年、舗装の増加により雨が浸みこむ面積が減っていることもあり、地下水は減少する傾向が見られ、市内の湧水でも水量の減少や枯渇が発生しています。

雨水浸透施設設置状況

	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7
雨水浸透ます	基数	8	8	0	1	0	7	9	3	4	7	0	2	3	0	0	0
	件数	3	3	0	1	0	2	3	2	2	4	0	1	1	0	0	13
雨水浸透トレンチ	長さ（m）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	件数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

「府中市雨水浸透施設設置助成金交付要綱」は平成17年11月9日付で廃止し以降は、同日施行の「府中市エコハウス設備設置補助金交付要綱」に基づく申請です。また、令和6年度からは「府中市エコハウス設備設置費助成金交付要綱」です。

揚水量調査状況

環境確保条例に基づき、揚水機の出力が300ワット以下の一戸建住宅の家事専用の揚水施設を除く、動力を用いる揚水施設等の設置者は、井戸ごとに水量測定器を設置し地下水の揚水量を測定して、市に報告することが義務づけられています（平成28年7月1日からは、一部を除き、出力300ワット以下の揚水施設も対象となりました）。

年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
設置箇所数 ※留保工場分除く		100	100	105	108	108
井戸本数 ※留保工場分除く		152	154	160	163	163
揚水量（t/年）		10,471,469	9,739,927	9,818,227	9,630,949	7,550,820
内訳	工場	570,476	577,695	561,251	621,289	662,255
	留保工場	1,693,684	1,750,977	1,931,937	1,833,172	1,799,306
	指定作業場	4,713,586	4,181,894	4,320,809	4,409,916	4,438,153
	その他	3,493,723	3,229,361	3,004,230	2,766,572	651,106

4 騒音･振動

（1） 騒音･振動の現状

騒音･振動の発生源は、工場･事業場、建設工事、自動車や鉄道などの交通機関のほか、空調設備や音響機器など日常生活に身近なものまで多岐にわたります。このため、騒音･振動に関する苦情は、市に寄せられる公害関係の相談の中でも大きな割合を占めています。

市では、騒音規制法、振動規制法及び東京都条例に基づき、工場･事業場等への指導や監視を行うとともに、自動車騒音･振動の調査を実施しています。自動車騒音については、騒音規制法に基づく常時監視として、市内の主要幹線道路を対象に調査を行い、その結果を国及び東京都へ報告しています。

調査地点は、甲州街道（国道20号線）など、自動車交通量の多い主要幹線道路を中心に比較的交通量の多い市道も含め調査しています。騒音については、騒音規制法に基づく要請限度を上回った地点がありました。振動については、振動規制法に基づく要請限度を、全ての測定地点で達成しています。なお、振動については、環境基準は定まっておりません。

また、鉄道騒音･振動については、武蔵野線公害対策連絡協議会を通じて沿線自治体と連携し、JR東日本に対して騒音･振動対策の実施を要望しています。

用語説明

※ **環境基準**

人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

※ **要請限度**

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る自動車騒音及び道路交通振動の限度を定めたもの。

≪騒音と振動の大きさの目安　単位：dB（デシベル）≫

騒音

120	飛行機のエンジンのそば
110	ヘリコプターのそば
100	電車が通るガード下
90	大声、犬の鳴き声
80	地下鉄の車内･ピアノの音
70	掃除機･騒々しい街頭
60	普通の会話･チャイム
50	静かな事務所･エアコン室外機
40	深夜の街･小鳥のさえずり･静かな住宅地
30	郊外の深夜･ささやき声
20	木の葉の触れ合う音･蛍光灯

（出典：東京都　騒音･振動基準集　平成15年3月版）

振動

振動レベル（換算値）	屋内の状況	屋外の状況
55dB以下	無感	無感
55～65	屋内に居る人の一部がわずかな揺れを感じる。	無感
65～75	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。	
75～85	棚にある食器類が、音をたてることがある。	電線が少し揺れる。
85～95	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れ、歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて揺れに気付く人がいる。
95～105	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強のないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなどの重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強のないブロック塀の多くが崩れる。自動車の運転が困難となり停止する車が多い。据え付けの悪い自動販売機が倒れることがある。
105～110	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒。戸が外れ飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
110以上	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。

（屋内外の状況は「気象庁震度階級関連解説表」による）

（出典：東京都　騒音・振動基準集　平成15年3月版）

ア　騒音規制法に基づく常時監視調査

各路線調査場所の騒音測定結果及び同路線の自動車騒音面的評価（環境基準対比）

道路名称	調査地点	騒音（デシベル）			交通量	面的評価（環境基準対比）							
		年度	昼間	夜間	（台/日）	年度	区間	延長km	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下（戸数・割合）	昼間のみ基準値以下（戸数・割合）	夜間のみ基準値以下（戸数・割合）	昼間・夜間とも基準値超過（戸数・割合）
中央自動車道富士吉田線（中央道）	是政2-20	5	58	54	67,164	5	調布境～日新町5-39-7	6.4	3,027	2,955 97.6	24 0.8	0 0.0	48 1.6
		6	—	—	—	6		6.4	3,029	3,023 99.8	1 0.0	0 0.0	5 0.2
		7	—	—	—	7		6.4	3,028	2,988 98.7	14 0.5	0 0.0	26 0.9
	日新町4-26-22	5	60	55	67,164	5	日新町5-39-7～国立境	0.2	41	41 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		6	—	—	—	6		0.2	41	41 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		7	—	—	—	7		0.2	41	41 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
一般国道20号（甲州街道）	白糸台1-37-5	5	68	64	31,890	5	調布境～府中街道	4.4	4,483	4,469 99.7	13 0.3	0 0.0	1 0.0
		6	70	66	34,860	6		4.4	4,483	4,445 99.2	28 0.6	0 0.0	10 0.2
		7	70	67	33,510	7		4.4	4,486	4,318 96.3	162 3.6	0 0.0	6 0.1
	美好町1-18-1	5	74	70	30,042	5	府中街道～国立境	2.3	2,487	1,939 78.0	58 2.3	0 0.0	490 19.7
		6	72	70	31,188	6		2.3	2,491	1,962 78.8	400 16.1	0 0.0	129 5.2
		7	72	70	30,888	7		2.3	2,542	2,009 79.0	407 16.0	0 0.0	126 5.0
府中清瀬線（小金井街道）	新町2-62-1	5	66	62	8,988	5	旧甲州街道八幡宿交差点～小金井境	2.4	2,028	2,021 99.7	0 0.0	0 0.0	7 0.3
		6	—	—	—	6		2.4	2,028	2,018 99.5	3 0.1	0 0.0	7 0.3
		7	—	—	—	7		2.4	2,063	2,056	7 0.3	0 0.0	0 0.0
小川山府中線（国分寺街道）	晴見町3-8-1	5	66	60	8,028	5	国分寺境～けやき並木北交差点	1.8	1,554	1,554 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		6	—	—	—	6		1.8	1,554	1,554 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		7	—	—	—	7		1.8	1,473	1,473 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

道路名称	調査地点	騒音(デシベル)			交通量	面的評価(環境基準対比)							
		年度	昼間	夜間	(台/日)	年度	区間	延長km	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下(戸数・割合)	昼間のみ基準値以下(戸数・割合	夜間のみ基準値以下(戸数・割合)	夜間のみ基準値以下(戸数・割合)
府中小平線	浅間町4-22	5	—	—	—	5	是政交番前交差点～若松町2交差点	1.0	639	639 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		6	—	—	—	6		1.0	639	639 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		7	—	—	—	7		1.0	639	639 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	是政1-13-10	5	—	—	—	5		2.0	1,372	1,358 99.0	10 0.7	0 0.0	4 0.3
		6	—	—	—	6		2.0	1,372	1,358 99.0	10 0.7	0 0.0	4 0.3
		7	—	—	—	7		2.0	1,387	1,382 99.6	4 0.3	0 0.0	1 0.1
川崎府中線(府中街道)	是政2-16-95	5	—	—	—	5	多摩川下り方向北側境～旧甲州街道府中市役所前交差点	2.4	482	470 97.5	4 0.8	0 0.0	8 1.7
		6	—	—	—	6		2.4	486	486 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		7	—	—	—	7		2.4	486	486 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	是政3-35-10	5	—	—	—	5		1.8	1,396	1,358 97.3	38 2.7	0 0.0	0 0.0
		6	—	—	—	6		1.8	1,396	1,358 97.3	38 2.7	0 0.0	0 0.0
		7	—	—	—	7		1.8	1,390	1,386 99.7	4 0.3	0 0.0	0 0.0
府中三鷹線(人見街道)	紅葉丘1-39-1	5	—	—	—	5	国道20号若松町2交差点～人見街道調布境	2.7	1.896	1.896 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		6	—	—	—	6		2.7	1,896	1.896 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		7	—	—	—	7		2.7	1,896	1.861 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
府中三鷹線	若松町4-46-8	5	—	—	—	5	新小金井街道、人見街道交差部～浅間山通り若松町4北交差点	0.8	390	389 99.7	0 0.0	0 0.0	1 0.3
		6	—	—	—	6		0.8	390	389 99.7	0 0.0	0 0.0	1 0.3
		7	—	—	—	7		0.8	443	443 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
所沢府中線(新府中街道)	西原町2-25	5	—	—	—	5	新府中街道西原町1交差点～国道20号本宿交番前交差点	1.4	429	414 96.5	8 1.9	0 0.0	7 1.6
		6	68	66	31,338	6		1.4	433	4399 92.1	30 6.9	0 0.0	4 0.9
		7	—	—	—	7		1.4	433	423 97.7	7 1.6	0 0.0	3 0.7

道路名称	調査地点	騒音(デシベル)			交通量	面的評価(環境基準対比)							
		年度	昼間	夜間	(台/日)	年度	区間	延長km	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下(戸数・割合)	昼間のみ基準値以下(戸数・割合)	夜間のみ基準値以下(戸数・割合)	夜間のみ基準値以下(戸数・割合)
所沢府中線(新府中街道)	北山町2-5-8	5	—	—	—	5	立川国分寺府中メディカルプラザ入口交差点～西原町1交差点	0.9	250	248 99.2	2 0.8	0 0.0	0 0.0
		6	—	—	—	6		0.9	249	247 99.2	1 0.4	0 0.0	1 0.4
		7	—	—	—	7		0.9	249	248 99.6	1 0.4	0 0.0	0 0.0
所沢府中線(府中街道)	寿町2-25	5	—	—	—	5	府中街道栄町3丁目市境～旧甲州街道府中市役所交差点	2.2	2,188	2,146 98.1	18 0.8	0 0.0	24 1.1
		6	—	—	—	6		2.2	2,188	2,151 98.3	23 1.1	0 0.0	14 0.6
		7	63	60	14,772	7		2.2	2,074	2,027 97.7	39 1.9	0 0.0	8 0.4
府中町田線(鎌倉街道)	分梅町5-10-1	5	—	—	—	5	府中街道府中本町駅入口～新府中街道中河原駅北交差点	2.2	1,462	1,458 99.7	1 0.1	0 0.0	3 0.2
		6	67	64	9,192	6		2.2	1,442	1,439 99.8	0 0.0	0 0.0	3 0.2
		7				7		2.2	1,442	1,439 99.8	0 0.0	0 0.0	3 0.2
府中町田線(新府中街道・鎌倉街道)	分梅町3-51-2	5	—	—	—	5	国道20号本宿交番前交差点～鎌倉街道関戸橋北交差点市境	1.4	677	660 97.5	2 0.3	0 0.0	15 2.2
		6	72	67	26,976	6		1.4	810	725 89.5	4 0.5	0 0.0	81 0.1
		7				7		1.4	810	722 89.1	4 0.5	0 0.0	84 10.4
府中町田線	住吉町5-3-9	5	—	—	—	5	鎌倉街道中河原駅北交差点～多摩川通り関戸橋北交差点	0.7	432	363 84.0	19 4.4	0 0.0	50 11.6
		6	66	62	31,650	6		0.7	557	557 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		7				7		0.7	557	557 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
新宿国立線(東八道路)	栄町2-17-12	5	—	—	—	5	新府中街道西原町1交差点～調布境(小金井市地域を除く)	3.9	2,526	2,124 84.1	283 11.2	0 0.0	119 4.7
		6	—	—	—	6		3.9	2,486	2,239 90.0	159 6.4	0 0.0	88 3.5
		7	68	65	30,336	7		3.9	2,429	2,195 90.4	217 8.9	0 0.0	17 0.7

道路名称	調査地点	騒音(デシベル)			交通量	面的評価(環境基準対比)							
		年度	昼間	夜間	(台/日)	年度	区間	延長km	評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下(戸数・割合)	昼間のみ基準値以下(戸数・割合)	夜間のみ基準値以下(戸数・割合)	夜間のみ基準値以下(戸数・割合)
府中相模原線(野猿街道)	四谷4-12	5	—	—	—	5	野猿街道四谷橋高架下～府中西高校前交差点	1.6	405	405 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		6	—	—	—	6		1.6	405	405 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		7	—	—	—	7		1.6	378	376 99.5	2 0.5	0 0.0	0 0.0
府中相模原線	四谷6-21	5	—	—	—	5	野猿街道四谷体育館東～国立境	1.2	313	313 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		6	—	—	—	6		1.2	313	313 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		7	—	—	—	7		1.2	268	268 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
府中調布線	若松町1-32-2	5	—	—	—	5	旧甲州街道	5.9	6,707	6,670 99.4	11 0.2	0 0.0	26 0.4
		6	—	—	—	6		5.9	6,707	6,668 99.4	33 0.4	0 0.0	6 0.1
		7	—	—	—	7		5.9	6,756	6,275 99.5	29 0.4	0 0.0	2 0.1
立川国分寺線	武蔵台3-4-21	5	—	—	—	5	多喜窪通り	0.5	337	335 99.4	0 0.0	0 0.0	2 0.6
		6	—	—	—	6		0.5	337	335 99.4	0 0.0	0 0.0	2 0.6
		7	—	—	—	7		0.5	325	325 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0

＊　評価対象住居等戸数が年度により異なるのは、対象となる道路の交差部を年度ごとに再評価しているため差が生じています。

＊　面的評価の戸数において、割合は四捨五入により合計が100．0にならない場合があります。

＊　府中小平線の評価対象住居戸数については、平成25年度以降新規開通部が含まれています。

イ 騒音規制法及び振動規制法に基づく要請限度調査

（ア） 道路環境調査結果（騒音 単位：dB） 表中 ― は実施なし

a 国道 昼間（要請限度75dB 環境基準70dB）

道路名 （調査場所）	3年度	4年度	5年度	6年度	7 年度
甲州街道（寿町3－1）	72	71	71	70	74
甲州街道（西府町2－18－15）	73	75	71	70	54

b 国道 夜間（要請限度70dB 環境基準65dB）

道路名 （調査場所）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
甲州街道（寿町3－1）	68	70	69	69	72
甲州街道（西府町2－18－15）	72	75	70	70	54

c 都道 昼間（要請限度75dB 環境基準70dB）

道路名 （調査場所）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
新府中街道（北山町4－5）	64	62	64	55	65
府中街道（矢崎町1－5）	68	68	70	―	54
新府中街道（分梅町3－50）	66	64	65	55	71
新小金井街道（浅間町4－5）	66	66	67	67	48
小金井街道（緑町1－29）	68	68	67	―	48
人見街道（若松町3－39）	62	62	63	65	54

d 都道 夜間（要請限度70dB 環境基準65dB）

道路名 （調査場所）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
新府中街道（北山町4－5）	61	63	64	55	60
府中街道（矢崎町1－5）	64	67	68	―	50
新府中街道（分梅町3－50）	62	60	61	54	67
新小金井街道（浅間町4－5）	63	61	64	63	45
小金井街道（緑町1－29）	66	66	66	―	47
人見街道（若松町3－39）	55	60	58	60	60

e 市道 昼間（要請限度75dB 環境基準70dB）

道路名 （調査場所）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
中央道側道･中央自動車道富士吉田線（是政2－20）	56	57	56	―	―

ｆ 市道　昼間(要請限度75dB　環境基準65dB)

道路名 (調査場所)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
多摩川通り(四谷5－44)	68	67	66	―	47

ｇ 市道　昼間(要請限度70dB　環境基準60dB)

道路名 (調査場所)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
10中通り(西府町4－21)	53	54	56	―	38
あんず通り(紅葉丘1－29－4)	62	62	58	66	―

ｈ 市道　夜間(要請限度70dB　環境基準65dB)

道路名 (調査場所)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
中央道側道･中央自動車道富士吉田線(是政2－20)	53	54	54	―	―

ｉ 市道　夜間(要請限度70dB　環境基準60dB)

道路名 (調査場所)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
多摩川通り(四谷5－44)	63	63	63	―	44

ｊ 市道　夜間(要請限度65dB　環境基準55dB)

道路名 (調査場所)	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
10中通り(西府町4－21)	47	45	47	―	42
あんず通り(紅葉丘1－29－4)	56	60	53	59	―

(イ)　道路環境調査結果(振動　単位:dB)　　表中　－ は実施なし

ａ 昼間(要請限度65dB)

道路名(調査場所)		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
国道	甲州街道(西府町2－18－15)	48	48	45	47	49
都道	新府中街道(北山町4－5)	47	39	43	42	37
	府中街道(矢崎町1－5)	40	40	39	41	47
	新府中街道(分梅町3－50)	35	32	35	36	37
	新小金井街道(浅間町4－5)	44	44	41	43	49
	小金井街道(緑町1－29)	42	41	43	43	41
	人見街道(若松町3－39)	38	36	37	38	38
市道	中央道側道･中央自動車道富士吉田線(是政2－20)	30	31	32	60	36
	10中通り(西府町4－21)	40	37	41	36	44
	あんず通り(紅葉丘1－29－4)	40	38	40	41	39

b 夜間(要請限度60dB)

道路名(調査場所)		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
国道	甲州街道(西府町2－18－15)	46	47	46	46	47
都道	新府中街道(北山町4－5)	43	32	33	39	32
	府中街道(矢崎町1－5)	36	41	37	39	41
	新府中街道(分梅町3－50)	30	30	33	35	32
	新小金井街道(浅間町4－5)	36	45	37	37	40
	小金井街道(緑町1－29)	35	35	39	41	35
	人見街道(若松町3－39)	26	23	28	36	38
市道	中央道側道･中央自動車道富士吉田線(是政2－20)	30	29	32	42	33
	10中通り(西府町4－21)	29	22	28	29	45
	あんず通り(紅葉丘1－29－4)	32	31	33	33	39

c 昼間(要請限度70dB)

道路名 (調査場所)		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
国道	甲州街道(寿町3－1)	41	41	42	39	41
都道	府中街道(寿町3－7)	—	—	—	—	—
市道	多摩川通り(四谷5－44)	33	28	28	33	31

d 夜間(要請限度65dB)

道路名(調査場所)		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
国道	甲州街道(寿町3－1)	38	39	41	47	40
都道	府中街道(寿町3－7)	—	—	—	—	—
市道	多摩川通り(四谷5－44)	28	26	26	29	31

道路環境調査（自動車交通量）

単位：台/時間

		道路名（調査場所）	区分	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
1	国道	甲州街道（国道20号）	昼	1,621	1,421	1,536	1,614	1,614
		（寿町3－1）	夜	705	773	366	516	450
2		甲州街道（国道20号）	昼	2,151	2,114	2,076	2,496	1,956
		（西府町2－18－15）	夜	1,440	1,012	666	840	684
3	都道	新府中街道	昼	1,140	885	1,062	1,158	1,212
		（北山町4－5）	夜	460	451	222	228	240
4		府中街道	昼	847	788	864	882	834
		（矢崎町1－5）	夜	495	426	246	246	240
5		新府中街道	昼	1,651	1,581	1,530	1,440	1,332
		（分梅町3－50）	夜	769	660	366	258	294
6		新小金井街道	昼	881	758	672	792	768
		（浅間町4－5）	夜	441	285	168	180	156
7		小金井街道	昼	346	277	318	396	390
		（緑町1－29）	夜	132	125	120	78	114
8		人見街道	昼	273	269	204	258	252
		（若松町3－39）	夜	61	83	54	24	36
9		府中街道	昼	－	－	－	－	－
		（寿町3－7）	夜	－	－	－	－	－
10	市道	中央道側道・中央自動車道	昼	44	51	24	24	24
		富士吉田線（是政2－20）	夜	21	11	6	6	6
11		多摩川通り	昼	410	353	468	702	522
		（四谷5－44）	夜	188	200	108	144	108
12		白糸台通り	昼	－	－	－	－	－
		（押立町1－39）	夜	－	－	－	－	－
13		しみず下通り	昼	－	－	－	－	－
		（押立町1－39）	夜	－	－	－	－	－
14		10中通り	昼	81	176	66	156	144
		（西府町4－21）	夜	26	43	12	6	18
15		あんず通り	昼	211	149	204	276	204
		（紅葉丘1－29－4）	夜	70	46	48	30	54

－は未実施

道路環境調査　基準との比較

単位：dB(デシベル)

		道路名（調査場所）	区分	騒音					振動		
				計測値（R7）	要請限度による		環境基準による		計測値（R7）	要請限度による	
					評価	要請限度	評価	環境基準		評価	要請限度
1	国道	甲州街道(国道20号)	昼	74	○	75	×	70	41	○	70
		(寿町3－1)	夜	72	×	70	×	65	40	○	65
2		甲州街道(国道20号)	昼	54	○	75	○	70	49	○	65
		(西府町2－18－15)	夜	54	×	70	○	65	47	○	60
3	都道	新府中街道	昼	65	○	75	○	70	34	○	65
		(北山町4－5)	夜	60	○	70	○	65	30	○	60
4		新府中街道	昼	71	○	75	×	70	37	○	65
		(分梅町3－50)	夜	67	○	70	×	65	32	○	60
5		府中街道	昼	－	－	75	－	70	47	○	65
		(矢崎町1－5)	夜	－	－	70	－	65	41	○	60
6		府中街道	昼	－	－	75	－	70	－	－	70
		(寿町3－7)	夜	－	－	70	－	65	－	－	65
7		新小金井街道	昼	48	○	75	○	70	49	○	65
		(浅間町4－5)	夜	45	○	70	○	65	40	○	60
8		小金井街道	昼	－	－	75	－	70	41	○	65
		(緑町1－29)	夜	－	－	70	－	65	35	○	60
9		人見街道	昼	54	○	75	○	70	38	○	65
		(若松町3－39)	夜	60	○	70	○	65	38	○	60
10	市道	中央道側道･中央自動車道	昼	－	－	75	－	70	36	○	65
		富士吉田線(是政2－20)	夜	－	－	70	－	65	33	○	60
11		多摩川通り	昼	－	－	75	－	65	31	○	70
		(四谷5－44)	夜	－	－	70	－	60	31	○	65
12		白糸台通り	昼	－	－	70	－	60	－	－	65
		(押立町1－39)	夜	－	－	65	－	55	－	－	60
13		しみず下通り	昼	－	－	70	－	60	－	－	65
		(押立町1－39)	夜	－	－	65	－	55	－	－	60
14		10中通り	昼	－	－	70	－	60	44	○	65
		(西府町4－21)	夜	－	－	65	－	55	45	○	60
15		あんず通り	昼	△	－	70	△	60	42	○	65
		(紅葉丘1－29－4)	夜	△	－	65	△	55	39	○	60

○ ：達成　× ：非達成　― ：未実施

△ ：機材故障のため欠測

＜参考＞道路環境規制基準

道路名（調査場所）		区分	騒音				振動
			要請限度		環境基準		要請限度
国道	甲州街道（国道20号）	昼	75	昼75 夜70	70	昼70 夜65	70
	（寿町3－1）	夜	70		65		65
	甲州街道（国道20号）	昼	75		70		65
	（西府町2－18－15）	夜	70		65		60
都道	新府中街道	昼	75		70		65
	（北山町4－5）	夜	70		65		60
	府中街道	昼	75		70		65
	（矢崎町1－5）	夜	70		65		60
	新府中街道	昼	75		70		65
	（分梅町3－50）	夜	70		65		60
	新小金井街道	昼	75		70		65
	（浅間町4－5）	夜	70		65		60
	小金井街道	昼	75		70		65
	（緑町1－29）	夜	70		65		60
	人見街道	昼	75		70		65
	（若松町3－39）	夜	70		65		60
	府中街道	昼	75		70		70
	（寿町3－7）	夜	70		65		65
市道	中央道側道・中央自動車道	昼	75		70		65
	富士吉田線（是政2－20）	夜	70		65		60
	多摩川通り	昼	75		65	65	70
	（四谷5－44）	夜	70		60	60	65
	白糸台通り	昼	70	昼70 夜65	60	昼60 夜55	65
	（押立町1－39）	夜	65		55		60
	しみず下通り	昼	70		60		65
	（押立町1－39）	夜	65		55		60
	10中通り	昼	70		60		65
	（西府町4－21）	夜	65		55		60
	あんず通り	昼	70		60		65
	（紅葉丘1－29－4）	夜	65		55		60

5 悪臭

(1) 悪臭の現状

悪臭は、人の嗅覚を通じて不快感をもたらす感覚公害の一つです。においの感じ方には個人差があるほか、発生する時間や頻度、風向・風速などの気象条件によっても周辺への影響が変化するため、発生状況を的確に把握することが重要です。

東京都では、平成 14 年 7 月から、人の嗅覚を用いてにおいの程度を数値化する「臭気指数」による規制を導入しています。臭気指数は、採取した空気や水を、においが感じられなくなるまで希釈したときの希釈倍数を基に算定するもので、複数のにおい物質が混在する場合や、原因物質を特定することが難しい場合にも、実際に感じるにおいを総合的に評価できる特徴があります。

府中市では、平成 24 年 4 月 1 日から市内全域を悪臭防止法に基づく規制地域に指定し、土地利用の状況に応じて規制基準を定めています。悪臭防止法は、規制地域内の工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を対象としており、敷地境界線、排出口及び排出水について規制基準が設けられています。

また、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」といいます。）においても悪臭の規制基準が定められており、工場の設置・変更認可や指定作業場の設置・変更届出の審査に際して適用されます。市では、悪臭防止法及び環境確保条例に基づき、悪臭の発生防止に向けた規制及び指導を行っています。

市に寄せられる悪臭に関する相談には、工場や事業場、飲食店等の事業活動に伴う排気、排水、原材料等の保管のほか、野外焼却、農地への堆肥の施用（しよう）、日常生活に伴うにおいなど、さまざまなものがあります。

市では、悪臭に関する相談を受けた場合、発生場所、時間帯、頻度、気象条件、周辺への影響などの状況を確認します。事業活動に伴う悪臭については、必要に応じて現地調査や臭気測定を行い、法令に定める規制基準への適合状況などを踏まえて、事業者に対する指導を行います。また、工場の認可や指定作業場の届出に係る審査において、悪臭防止設備や作業方法などを確認し、悪臭の未然防止に努めています。

なお、悪臭に関する相談は、発生源や発生状況によって適用される法令や市が行う対応が異なります。市では、法令上の規制基準への適合状況だけでなく、相談内容や現地の状況も確認し、必要に応じて関係機関と連携しながら、発生源に対して周辺の生活環境への配慮や自主的な改善を求めています。

6 放射能

(1) 放射能の現状

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、放射性物質が環境中に放出され、福島県をはじめ東日本の広い範囲に影響を及ぼしました。放出された放射性物質には、ヨウ素 131、セシウム 134、セシウム 137 などがあり、一部は大気中を拡散し、地表面や土壌に沈着しました。

市では、事故後、市内の放射能の状況を把握するため、空間放射線量及び土壌中の放射性物質の測定を実施してきました。その結果、土壌から放射性物質が検出された地点もありましたが、測定値は健康への影響が懸念される水準ではなく、震災直後と比較して低下傾向にあります。

また、市では現在も空間放射線量の継続的な測定を実施しており、市内の放射線量は概ね安定した状況となっています。東京都においてもモニタリングポストによる監視が継続されており、広域的な放射線量の把握が行われています。

市では、引き続き空間放射線量の監視を行うとともに、国や東京都など関係機関が公表する情報を注視しながら、市民への適切な情報提供に努めています。今後も、市民の安心・安全の確保と生活環境の保全のため、放射線量の状況把握に努めていきます。

(2) 放射能の単位

放射能に関する単位でよく出てくるものに Bq(ベクレル)と Sv(シーベルト)がありますが、Bq は食品や水、土壌中にどれだけ放射性物質が含まれているかを表し(1ベクレルは1秒間に1回放射線を出す能力)、Sv は放射線が人体にどれだけ影響を及ぼすかを表します。1000μSv(マイクロシーベルト)＝1mSv(ミリシーベルト)＝0．001Sv はすべて同じ値です。なお、一般的な測定器などで空間放射線量測定する際には、1時間あたりの線量を計測します。

(3) 空間放射線量・放射性物質の基準値

ア 空間放射線量

国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告における、一般の人に対する放射線量指標は平常時年間1ミリシーベルト(1mSv/年)以下です。なお、年間1ミリシーベルト以下というのは、自然界から受ける放射線と医療による放射線を除いた値です。

補足説明

※1年間の積算推計線量の計算方法
(測定結果－自然界放射線量)×(16/24×0．4＋8/24×1)×24時間×365日

＊自然界放射線量は、一般的に 1 時間当たり0．05マイクロシーベルト(μSv/h)と言われています。

＊屋外に8時間、木造家屋内に16時間いると仮定した場合の計算方法です。木造家屋内滞在における低減効果係数0．4です。

イ 土壌中の放射性物質

土壌中の放射性物質に関する国の基準はありません。

ウ 肥料・土壌改良資材・培土中の放射性物質

農林水産省が定めた、堆肥・土壌改良資材・培土中に含まれる放射性セシウムの暫定許容値は、400Bq/kgです。

【参考】

食品等の基準値

放射性物質	食品群	基準値 (Bq/kg)	省令等
放射性 ヨウ素	飲料水	300 (乳児 100)	食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値
	牛乳・乳製品		
	野菜類(根菜、芋類を除く)	2,000	
	魚介類		
放射性 セシウム	飲料水	10	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (食品中の放射性物質の新たな基準値)
	牛乳	50	
	乳児用食品	50	
	一般食品	100	

(4) 測定機器・測定方法

ア 空間放射線量

(ア) 測定機器

Radi PA-1000(株式会社堀場製作所製)

(イ) 測定方法

地表面から高さ100cm・5cmの2地点で、1分間保持し数値を安定させた後、30秒ごとに5回測定し、平均値をその定点の測定値とする。

イ 土壌中の放射性物質

(ア) 測定機器

ゲルマニウム半導体検出器 7500SL(CANBERRA 社製)

(イ) 測定方法

直径5cm・深さ5cmの円柱状に5か所の土または砂(約100g)を採取し、ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省 平成4年)

ウ 肥料・土壌改良資材・培土中の放射性物質

(ア) 測定機器

ゲルマニウム半導体検出器 GC2020(CANBERRA 社製)

(イ) 測定方法

農林水産省が定めた「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」により試料を採取し、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定

エ 地下水の放射性物質

(ア) 測定機器

ゲルマニウム半導体検出器 7500SL(CANBERRA 社製)

(イ) 測定方法

地下水を採取し、ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省 平成4年)

(5) 測定結果

ア　空間放射線量(平均値)

平成23年9月5日から市立小学校22校において、定点・定時(校庭中央・休校日を除く平日の概ね午前9時)に空間放射線量を測定しました。平成27年4月からは、市立小学校1校(第一小学校)での週1回(祝日を除く木曜日)の測定に変更し、その後、測定結果が安定して推移していることから、令和7年4月からは月2回(第2・第4木曜日)の測定を実施しています。

なお、震災前の東京都健康安全研究センター(新宿区)での平常時の値は0．028～0．079μSv/hでした。

年度 / 測定場所	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7度	
	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm
市立小学校(校庭)	0.049	0.048	0.053	0.043	0.051	0.050	0.053	0.050	0.052	0.046

単位:1 時間あたりのマイクロシーベルト(μSv/h)

イ　土壌中の放射性物質(平均値)

土壌中の放射性物質については、これまで市内小学校、幼稚園、保育所などでも測定を行っておりましたが、年々測定値が減少しているため、平成28年度からは公園等の5か所で測定しています。

年度(採取日) / 測定場所	令和3年(10/12)		令和4年(10/12)		令和5年(10/26)		令和6年(10/24)		令和7年(10/2)	
	ヨウ素131	セシウム134 137	ヨウ素131	セシウム134 137	ヨウ素131	セシウム134 137	ヨウ素131	セシウム134 137	ヨウ素131	セシウム134 137
市立公園(砂場4か所)	ND	8	ND	7	ND	5	ND	7	ND	0
郷土の森バーベキュー場	ND	31	ND	23	ND	34	ND	85	ND	48

単位:1 キログラムあたりのベクレル(Bq/kg)

※NDとは、検出下限値未満であることを示します。

※公園:西原町・日新町・多磨町・押立町公園

※令和7年度については、工事のため未調査であった日新町公園を除く3公園の測定結果をもとに算出しました。

※本調査は、令和7年度をもって終了しました。

ウ　腐葉土・落ち葉の放射性物質

若松苗圃の「落ち葉の銀行」の腐葉土を採取し、放射性物質を測定しました。

採取場所	採取日 / 品目	令和2年度(2/5)		令和3年度(2/7)		令和4年度(2/7)		令和5年度(2/7)		令和6年度(2/5)	
		ヨウ素131	セシウム134・137	ヨウ素131	セシウム134・137	ヨウ素131	セシウム134・137	ヨウ素131	セシウム134・137	ヨウ素131	セシウム134・137
若松苗圃	腐葉土	ND	9.2	ND	8.7	ND	8.5	ND	ND	ND	ND

単位：1 キログラムあたりのベクレル（Bq/kg）
※NDとは、検出下限値未満であることを示します。

エ　地下水放射性物質（平均値）

地下水の放射性物質については、平成23年度から令和7年度まで検出下限値未満でした。

年度（採取日）／測定場所	令和3年度（毎月1回）		令和4年度（毎月1回）		令和5年度（毎月1回）		令和6年度（毎月1回）		令和7年度（毎月1回）	
	ヨウ素131	セシウム134 137	ヨウ素131	セシウム134 137	ヨウ素131	セシウム134 137	ヨウ素131	セシウム134 137	ヨウ素131	セシウム134 137
旧武蔵台2号水源	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

単位：1 キログラムあたりのベクレル（Bq/kg）
※NDとは、検出下限値未満であることを示します。
※本調査は、令和7年度をもって終了しました。

（6） 空間放射線量測定器の貸出

市民の皆さんが身近な場所の空間放射線量を測定できるように、空間放射線量測定器の貸出をしています。

空間放射線量測定器の貸出件数　（単位：件）

年度／貸出場所	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
環境保全活動センター	2	0	0	0	0	0	1

※　平成23年11月22日から平成24年8月末まで文化センター11か所で貸出、平成24年9月からは府中市環境保全活動センターで貸出

府中第一小学校の空間放射線量測定結果（令和7年4月24日～令和8年3月26日）

測定日	地表100センチメートルの測定値（μSv/h）	地表5センチメートルの測定値（μSv/h）
4月24日	0.052	0.039
5月8日	0.050	0.039
5月22日	0.051	0.038
6月12日	0.052	0.045
6月26日	0.047	0.037
7月10日	0.052	0.053
7月24日	0.049	0.043
8月7日	0.053	0.058
8月21日	0.050	0.036
9月11日	0.054	0.053
9月25日	0.050	0.035
10月9日	0.053	0.041
10月23日	0.048	0.046
11月6日	0.053	0.046
11月20日	0.054	0.044
12月11日	0.052	0.064
12月25日	0.049	0.047
1月8日	0.056	0.034
1月22日	0.054	0.046
2月12日	0.050	0.043
2月26日	0.056	0.046
3月12日	0.051	0.041
3月26日	0.083	0.094
平均	0.052	0.046

7 その他の公害

(1) 有害化学物質

化学物質は、私たちの生活を豊かにするために作りだされたもので、化粧品や薬、洗剤、殺虫剤、食品添加物など、様々なものに現在約7万種類使用されているといわれています。しかし、化学物質の中には、人の健康や様々な生物に有害な作用を引き起こすものも含まれており、一部の有害化学物質による環境汚染が問題になっています。

市では、化学物質による人への健康被害を未然に防止するため、特定の化学物質を取り扱う事業所に対して、環境への排出量や使用量などについて、市を通して東京都に届け出るようになったことに伴い、市内の特定化学物質取扱い事業所の監視に努めています。

ア ダイオキシン類

ダイオキシン類は、燃焼過程や化学物質の合成過程などで非意図的に生成され、環境中に排出されています。特にごみ焼却施設からの排出が社会問題となっています。ダイオキシン類はきわめて毒性が強く、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など様々な毒性があります。呼吸によって体に入る量はごくわずかであり、多くは食べ物を通して体に入ります。

平成12年1月15日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、一定規模以上の施設で届出が必要になるとともに、大気、水質、土壌について環境基準が設定されました。また、ダイオキシン類は、これまでの2物質(ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF))にコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co－PCB)を加えた3物質の総称となり、毒性等量(TEQ)の換算方法も変更され、以降はCo－PCBを含めて計測しています。

小型焼却炉の使用や野焼きの禁止を呼び掛けています。また、令和 7 年度も、市内の大気環境測定局で大気中のダイオキシン類調査を実施しました。今回の調査結果でも、各地点とも環境基準値を下回っています。

大気中のダイオキシン類調査結果 (測定月： 令和6年度まで2月、令和7年度から1月)(単位:pg-TEQ/m^3)

調 査 地 点	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市役所(宮西町2丁目)	0.012	0.011	0.0073	0.0063
朝日局(朝日町1丁目)	0.012	0.010	0.0057	0.0094
武蔵台局(武蔵台2丁目)	0.013	0.0093	0.0076	0.0097
全調査地点の平均値	0.012	0.010	0.007	0.008

大気中での環境基準値	0.6pg-TEQ/m^3以下

※ 市役所のみ二重測定を実施(表中の数値は、二重測定の平均値)

用語説明

※ 毒性等量

測定されたダイオキシン類の毒性が、その中で最も毒性の強いPCDDの一種2，3，7，8－四塩化ジベンゾパラジオキシン(2，3，7，8－TCDD)であれば何グラム分の毒性に相当するかの値に換算した重さです。なお、換算後の重さは単位に「－TEQ」を付けて換算してあることを示します。

※ pg(ピコグラム)

p(ピコ)とは1兆分の1の意味で、1pgは1兆分の1グラムとなります。1pg／m^3とは、例えば、東京ドームの体積にホコリダニ(ダニの一種で約0.001mg)1匹の重さが入っていることをいいます。

イ　環境ホルモン

環境ホルモン（外因性内分泌かく乱化学物質）とは、環境省の定義では、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質」とされています。ホルモン（成長ホルモン、男性ホルモン、女性ホルモンなど）は、人が健康を維持する上で重要な役割を果たしていますが、環境ホルモンが体内に摂取されることで、体内の各器官が正常に働かなくなることがあります。例えば、生殖機能が阻害されたり、悪性腫瘍が形成されたりする可能性があると指摘されています。環境ホルモンは低濃度でも影響を及ぼすとされ、中には50mプールに1滴落としたほどでも影響を及ぼす物質もあります。

市では、このような状況の中、環境ホルモンについて、市の各施設で使用されている物品の調査を実施し、環境ホルモンとして国がリストアップした物質が含有されているものは、使用を中止したり、他の製品に交換したりしています。なお、保育所では、プラスチック製の哺乳ビンをガラス製に交換するとともに、他の食器も磁器製に交換しています。

環境ホルモンとして疑われているものとして、業務用合成洗剤の分解物であるノニルフェノール、ポリカーボネート樹脂の原料等であるビスフェノールＡなどがあります。

（2） テレビ受信障害

テレビ放送は、報道や防災情報をはじめ、市民生活に必要な情報を伝達する重要な役割を担っています。一方で、中高層建築物の建設や建物の密集化に伴い、テレビ電波が遮られることによる受信障害が発生する場合があります。

受信障害への対応については、一般的に原因者負担の考え方に基づき、建築主と影響を受ける住民との協議により解決が図られています。しかし、近年は建築物の大型化や周辺環境の変化により、受信障害の原因が複雑化し、原因者の特定が困難な事例も見られます。

市では、「府中市開発事業に関する指導要綱」に基づき、開発事業者に対して受信障害の防止に努めるよう指導を行っています。また、市内の受信環境の維持・向上を図るため、「関東受信環境クリーン協議会」に加入し、関係機関と連携しながら、受信障害の未然防止や周知啓発に取り組んでいます。

今後も、市民が安定してテレビ放送を受信できる環境の確保に向けて、関係機関との連携を図りながら適切な対応に努めます。

（3） 光害

光害（ひかりがい）とは、人工光の不適切な使用や、目的とする範囲の外に漏れる光などにより、良好な光環境が損なわれることをいいます。

屋外照明は、防犯、交通安全、施設利用、事業活動などに必要なものですが、明るさ、照射方向、光色、点灯時間などが周辺環境に適していない場合には、住宅への光の侵入やまぶしさ、夜空の明るさの増加、農作物や野生動植物への影響などを生じることがあります。また、必要以上の照明は、エネルギー消費の増加にもつながります。

光害については、騒音や振動などのような法律や条例による一律の規制基準がないため、照明の目的、地域特性、周辺の土地利用などを踏まえ、防犯性や安全性の確保と周辺環境への配慮を両立させることが重要です。

市では、第 3 次府中市環境基本計画に基づき、環境省の「光害対策ガイドライン」を基本として、市が設置・管理する屋外照明について、整備、更新及び維持管理の機会を捉え、照射範囲や明るさ、照

射方向、光色、点灯時間などへの配慮に努めます。また、照明に関する相談があった場合には、状況を確認し、必要に応じて関係部署と連携するとともに、設置者又は管理者に周辺環境への配慮を求めます。

市民や事業者への周知啓発も行い、安全・安心なまちづくりと良好な光環境の形成との調和を図ります。

苦情受付件数の推移　（単位：件）

年度／現象	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ばい煙	45	56	43	33	18	9	10
粉じん	13	7	4	5	5	3	1
有害ガス	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	20	19	27	50	10	13	7
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	0
騒音	38	71	67	68	70	43	37
振動	4	8	6	4	1	5	1
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0
電波障害	0	0	0	0	0	0	0
放射能	0	0	0	0	0	0	0
その他	9	2	8	8	1	1	6
合計	129	163	155	168	105	74	62